

【医療保険】訪問看護ステーションにご 訪問看護利用料金

※令和3年4月現在

1、後期高齢者医療保険証をお持ちの方

・一般の方	訪問看護に要する費用の <u>1割</u>	後期高齢者医療費保険証に記載
・現役並み所得の方	訪問看護に要する費用の <u>3割</u>	

2、その他の医療保険の方

- ・義務教育就学前 2割負担
- ・70歳以上75歳未満の方：1・2割負担
 ※ 70歳以上75歳未満において昭和19年4月1日以前生まれの方は 1割
- ・現役並み所得の方：3割負担
 ※ 医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

●訪問看護療養費（＝基本となる料金です）

区分	基本料金	備考
●基本療養費Ⅰ (看護師等の訪問で、週3日まで)	5,550円/回	
●基本療養費Ⅱ (看護師等の訪問で、週4日以降)	6,550円/回	基準告示第2の1に該当する方は、週4日以上 の算定が可能です。
基本療養費Ⅲ(1日につき)	8,500円	外泊中の訪問看護を行った場合に算定しま す。原則入院中に1回限り。厚生労働大臣が 定める疾病等や特別管理加算算定対象者は 2回まで算定可能。
●管理療養費(初日)	7,440円/回	
●管理療養費(2日目以降)	3,000円/回	

●加算について（＝ご利用状況に応じてプラスされるものです）

加算の種類	料金	備考
●24時間対応体制加算	6,400円/月	休日や夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化 時に、電話で相談できる体制にあり、必要時 には訪問看護を行います。

●緊急訪問看護加算	2,650 円/回	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合に算定します。
●夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	夜間とは18時～22時です。 早朝とは6時～8時です。
●深夜訪問看護加算	4,200 円	深夜とは22時～6時です。
●難病等複数回訪問看護加算 1日2回 1日3回以上	4,500 円 8,000 円	1日に2回または3回以上の訪問看護の加算です。
●長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える)	5,200 円	特別管理加算対象・特別指示書の場合は1回/週、15歳未満の(準)超重症児の場合は3回/週まで加算できます。
●乳幼児加算(1日につき)	1,500 円/日	
●複数名訪問看護加算(1日につき) 看護師・療法士と訪問(週1日を限度) 准看護師と訪問(週1日を限度) 看護補助者と訪問(週3日を限度) ・1日1回の場合 ・1日2回の場合 ・1日3回以上の場合	4,500 円 3,800 円 3,000 円 6,000 円 10,000 円	1人での看護が困難である場合(利用者、家族の同意を得た場合)に複数名で訪問します。 ① 末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の方 ② 特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている方 ③ 特別な管理を必要とする方
●退院時共同指導加算 (1回、がん末期等は2回) ●特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は加算)	8,000 円 2,000 円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な相談指導を行った場合に算定します。
●退院支援指導加算	6,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保健医療機関から退院当日に看護師が訪問した場合に算定します。
●在宅患者連携指導加算(月1回)	3,000 円	利用者または家族の同意を得て、月2回以上医療関係職種間で文書等で共有された情報を踏まえて指導した場合に算定します。
●在宅患者緊急時カンファレンス加算 (月2回)	2,000 円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンスを行う場合に算定します。

<ul style="list-style-type: none"> ●特別管理加算（Ⅰ） ●特別管理加算（Ⅱ） 	<p>5,000 円／月</p> <p>2,500 円／月</p>	<p>I：在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態</p> <p>II：在宅自己腹膜灌流指導加算、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>人工肛門・人工膀胱を設置している状態</p> <p>真皮を超える褥瘡の状態</p> <p>在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態に特別な管理を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●訪問看護ターミナルケア療養費 1 ●訪問看護ターミナルケア療養費 2 (介護保険と通算可能) 	<p>25,000 円</p> <p>10,000 円</p>	<p>1：在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した場合</p> <p>2：特別養護老人ホーム等で（看取り介護加算等を算定している利用者に限る）が死亡した場合</p> <p>※いずれも、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定します。</p>
<p>癌、褥瘡、人工肛門・人工膀胱に係る専門の研修を受けた看護師の同行</p>	<p>12,850 円</p>	<p>専門の技術を持った看護師と同行し、よりよいケアを提供します。</p>
<p>情報提供療養費 1～3</p>	<p>1,500 円/月</p>	<p>※提出先が</p> <p>1（市区町村）</p> <p>2（義務教育学校）</p> <p>3（保険医療機関）</p>

3、訪問看護療養費の加算等について（1 割負担の場合）

注：特別訪問看護指示書による訪問看護

医療保険で回数制限のある方、介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出た場合、ひと月につき指示の日から 14 日を限度として（但しア：気管カニューレを使用している状態、イ：真皮を超える褥瘡の状態の方については月 2 回まで）訪問看護が適用となります。

4、その他の利用料

【運営規程】

目的：

通常の指定訪問看護以外の訪問看護で利用者の選定（希望）により、特別の訪問看護を提供する場合の差額費用と指定訪問看護以外の実費負担を「その他の利用料」とする。

方針：

利用者の選定に基づく訪問看護等の提供であって、訪問看護ステーションの都合では行わない。訪問看護の必要性から判断し適切な対応を行う。

従事者：

基準以上の人員配置で、営業日外等であっても特別な訪問看護が行える体制を整備する。

内容及び利用料金：

差額費用の利用料の内容及び料金、実費負担の利用料の内容及び料金は下表のとおりとし、その他の利用料として支払いを受ける。

1) 差額費用の利用料

長時間訪問の料金について（実費負担になります。）

訪問提供時間帯	単位	金額
営業時間内で1時間30分を超える訪問 （長時間訪問看護加算の対象外の場合）	30分毎	1,000円
週3回を超える訪問（回数制限のある方の場合）	1回	8,500円
保険外による訪問看護	1時間	8,000円

2) 実費負担の利用料

交通費	事業所を基点として ・往復10km未満 200円/回 ・往復10～20km未満 300円/回 ・往復20～30km未満 400円/回 ・往復30km以上 500円/回 ※なお上限は5000円/月とさせていただきます。
永眠時のケア	11,000円
休業日の利用料金 (12月31日～1月3日)	1,500円/回

※) 記載の内容は診療報酬改定などによって変更となることがあります